

# 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

平成30年（2018年）5月8日  
第6回常任委員会決定  
平成30年（2018年）7月18日  
第7回常任委員会一部改正  
令和元年（2019年）5月29日  
第9回常任委員会一部改正

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、関係機関、団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき実施するとともに、誰もが安心して大会を楽しむことができる環境をつくる。

## 1 医療救護

応急処置及び医療機関への移送等に必要な医療救護体制を整え、大会参加者等の傷病の発生状況に応じ、速やかかつ適切な医療救護を実施する。

## 2 防疫

防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の向上を図り、大会参加者等の感染症の発生を予防及びそのまん延を防止する。

## 3 食品衛生

食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上を図り、大会参加者等の食の安全・安心を確保する。

## 4 環境衛生

宿舎の衛生対策、廃棄物の適正な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上を図り、大会参加者等に清潔で快適な環境を提供する。

## 5 馬事衛生

馬術競技出場馬に対し、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整え、馬術競技を円滑に運営する。